

令和8年度介護予防に係る KDB 等データ分析事業プロポーザル募集要項

1 趣旨

市町における高齢者の介護予防施策の取組を支援するため、国保データベース（KDB）システムのデータ（以下「KDB データ」）等を活用して、市町施策の課題や効果等の分析を行うとともに、通いの場の効果的な運営につながる仕組みを構築するための業務（以下「業務」という。）を実施する者を選定するためのプロポーザルを実施する。

2 対象事業

令和8年度介護予防に係る KDB 等データ分析事業

3 業務実施者の要件

プロポーザルに応募することができる者は、次の全てを満たす者であること。

- (1) 法人その他の団体（個人を除く）で、国保データベース（KDB）システムや、介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業、それに関連する分野の知識を有し、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 業務の実施にあたり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 応募図書（6（2）に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 県が賦課徴収する県税又は消費税若しくは地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (5) プライバシーマークの使用を許諾された者、もしくはその他個人情報保護に関する認証を取得している者であること。

4 事業費

¥10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とし、参加者が提案する。

5 業務内容

介護予防に係る KDB 等データの分析事業の実施。詳細は別添「令和8年度介護予防に係る KDB 等データ分析事業 仕様書」のとおり。

6 プロポーザルに係る手続

(1) 募集要項の配布方法

兵庫県ホームページに掲載する。

(URL) <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/20260610.html>

(2) 応募図書の提出

① 受付期間

令和8年6月19日（金）～令和8年7月3日（金）午後5時（必着）

② 書類の作成及び提出

この募集要項のほか、仕様書の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）各1部（ただし、イ、ウについては7部）

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 提案者概要兼企画提案書（様式第2号）

企画提案書には下記の内容を含むこととする

- ・業務実施体制
- ・個人情報保護の体制
- ・データ分析①に係る分析手法の提案
- ・データ分析②に係る分析手法の提案
- ・作成するツールの概要
- ・本業務の具体的なスケジュール
- ・KDB データおよび介護予防分析に係る事業の受託実績とその内容

ウ 会社概要等提案者の概要を説明する書類

エ 経費積算見積書（任意様式）

オ 納税証明書

（ア）税務署で発行する「消費税又は地方消費税に滞納のない証明」

納税証明書「その3の2」もしくは「その3の3」

（イ）県税事務所で発行する「全ての県税に滞納のない証明」

納税証明書（3）

※兵庫県内に事業所がない場合は、誓約書（様式第4号）

カ 誓約書（様式第5号）

キ プライバシーマーク付与認定通知書の写しもしくは、その他個人情報保護に関する認証又は認定がわかる書類

ク 添付書類

その他提案内容を説明する参考書類（任意様式）

③ 提出方法

応募図書は、原則として、事務局へ郵送により提出すること。提出にあたっては、令和8年7月3日（金）午後5時までに事務局に到着するように送付すること。

(3) 募集要項の内容に関する質問及び回答

① 質問受付期限 令和8年6月25日（木）午後5時まで

② 質問方法 質問書（様式第3号）により9に記載の連絡先に電子メールにて行うこと。

※メールの件名は【プロポーザルに関する質問】とすること

③ 質問に対する回答

令和8年6月29日（月）までに、質問者に対してメールで回答するとともに県ホームページに掲載する

7 受託者の決定方法

(1) 審査方法

- ① 事務局が参加資格の確認を行い、これを通過した者のみ、プロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）において提案内容を審査する。
- ② 審査会では、提案者によるプレゼンテーションを行う。この場合、参加資格を有する提案者に対して、審査会の日程・場所等を別途通知する。ただし、応募者多数の場合は、数社程度まで絞った上で実施する。なお、プレゼンテーション実施にあたっては、原則として応募図書のみを使用し追加資料の提出は原則として認めない。提案は（２）の審査基準に沿った提案を行うこと。
- ③ 審査基準に基づき、審査会による審査を行い、業務を委託する契約候補者（及び次点者）を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、提案金額の安価な者を契約候補者とする。
- ④ プロポーザル参加資格を有する提案者が１者の場合においても審査を実施するものとし、審査の結果、60%以上の得点（60 点以上）を獲得し、業務を適切に実施できると判断された場合には、当該事業者を契約候補者とする。

(2) 審査基準

	評価項目	配分 (点)	評価基準
実施体制	事業実施に必要な知識	20	・国保データベース（KDB）システム、介護保険制度、介護予防・日常生活支援総合事業、それに関連する分野の知識を有しているか
	業務実施体制および業務スケジュール	20	・本業務の実施体制の妥当性 （分析項目選定者、分析者（統計含む）等に、専門性を有する人物の配置や助言等を受ける体制があるか） ・個人情報保護体制の妥当性 ・実現可能なスケジュールとなっているか
提案内容	データ分析① ※ 設定した目的に対する分析手法	20	・使用するデータや分析項目は妥当か ・分析結果を介護予防業務に活かせるか
	データ分析② ※ 提供データを基に実施できる分析を提案	20	・仕様書の「1 事業目的」に沿った内容か ・分析結果を介護予防業務に活かせるか
その他	業務実績の状況	10	・同種又は類似業務の受託実績 ・上記の受託内容
	見積額	10	・経費の積算は適切か

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全てに対して文書で通知する。

8 その他の留意事項

- (1) 応募図書の作成や提出等、提案にかかる費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募図書は審査のみのために使用し返却しない。なお、提出された応募図書は、提出者に無断で使用しない。
- (3) 県は、業務を実施する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と

選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。

- (4) 業務選定者は、兵庫県財務規則第 100 条第 1 項の規定に基づき、契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 以上の額を、受託者決定後 7 日以内に県の指定する方法により納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときはこの限りではない。
- (5) 選定業務者が契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該契約の全部又は一部を解除し、契約料の支払いを停止し、又は選定業務者に対して支払った契約料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (6) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）をこの契約が終了する日の属する県の会計年度を含む 6 会計年度の間保存すること。
- (7) 選定業務者は、個人情報の保護に関連する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例等に従い、個人情報を適切に扱うこと。
- (8) 選定業務者は、当該契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布しないこと。

9 担当部局

兵庫県福祉部高齢政策課地域包括ケア推進班 担当：井上

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL 078-362-3195

E-mail Satoru_Inoue01@pref.hyogo.lg.jp